

◇障害者自立支援法 あらまし・来年4月施行◇

精神障害者も含む福祉サービスの一本化／原則利用料1割負担／「障害程度区分」を導入

【実施主体】地方自治体

【対象者】身体障害者(児)／知的障害者(児) 精神障害者

・障害者の範囲について
 発達障害や難病など含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用出来る普遍的な仕組みの検討がされます。

【利用出来るサービス】

◆自立支援給付

- ①介護給付(居宅介護、児童デイサービス等 詳細裏面)
- ②訓練等給付(詳細裏面)
- ③自立支援医療
- ④補装具(平成18年10月～)

◆地域生活支援事業・補助対象

市町村が地域の特性に応じて柔軟に実施

- ①相談支援
- ②地域生活支援(身体、知的デイサービス)
- ③移動支援
- ④コミュニケーション支援(手話通訳、要約筆記者派遣及び手話通訳設置事業)
- ⑤居住支援(低額な福祉ホーム等の利用)
- ⑥日常生活用具等

【サービス利用の手順】

- ①申請
 本人又は相談支援事業者が市町村の窓口
- ②「障害程度区分」の一次判定
 市町村及び市町村が委託する指定相談支援事業者の相談支援専門員が、身体状況及び日常生活面に関する106項目を調査。そのデータをコンピューターにかけ、一次判定を行う。
- ③「障害程度区分」二次判定(市町村審査会)
 介護給付を希望する人は、一次判定の結果を受け、医師、社会福祉士、精神保健福祉士などによる市町村審査会で特記事項や医師の意見書を合わせ検討、決定される。(この二次判定は訓練等給付希望者は不要で④の手順へ)
- ④障害程度区分の決定
- ⑤支給決定案の作成
 程度区分決定後、本人又は相談支援専門員が簡易ケアプランを作成、意見照合をする。

⑥市町村による支給決定

☆障害程度区分及び支給決定に不服申請が出来ます。

⑦サービス事業者との契約→サービス利用

⑥市町村は、障害区分に基づく支給決定やサービス利用調整、ケアマネージメントも行います。但し、新設される「指定相談支援事業者」に委託も可。人材は指定相談支援事業者の相談支援専門員で、専門員や市町村担当者の養成研修は、国が「養成研修」都道府県が「指導者研修」「従事者研修」を行います。

⑨新設される「指定相談支援事業者」とはサービス利用や計画作成やサービス事業者との連絡調整、市町村の委託を受けて、相談支援業務やアセスメントを行います。申請により都道府県指定6年毎の更新制。

【利用者の負担は】

- ①原則1割負担
 負担能力に応じ限度額を設定。
- ②負担には上限があります。以下月額上限
 - ・40,200円(市民税課税世帯)
 - ・24,600円(年収300万円以下市民税非課税世帯)
 - ・15,000円(年収80万円以下市民税非課税世帯)
 - ・0円(生活保護世帯)

③同一世帯に複数の障害福祉サービスや介護保険サービスを受けていても、その合計額が②を超えないよう負担額の軽減があります。

④20歳以上の施設利用者には収入に応じ、個別減免。通所や居宅介護利用や20歳未満の施設利用者には、社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合には資産(350万円以下)によって半分の上限額になる。など、様々な減免が提示されています。

【負担額軽減の手続きは】

・利用者からの申請によります。

【給付財源は】

- ・利用者の原則1割負担
- ・残り9割税負担(国1/2・県1/4・市1/4)

【介護報酬】

・H17年12月～H18年1月考え方や基本指針提示
 3月告示予定

研修講座のご案内

知的障害者移動介護従業者 養成研修講座開催

あなたも専門知識及び技術を修得し障害者の方々の外出支援をしてみませんか。

月日 平成18年1月29日
 ～2月26日の日曜日
 内容 講義形式の授業13時間
 移動介護の基本技術6時間
 定員 25名
 費用 18,000円
 主催 NPO法人
 尾張地域福祉を考える会まごころ
 会場 講義 まごころ1階
 ふれあい広場
 施設演習 社会福祉法人
 「かしの木の里」
 申込 まごころ 電話 73-8707

感謝
 Yさんよりご寄付を頂きました。大切にに使わせていただきます。

臨時総会のご案内

日時 平成18年1月8日(日)
 9:30～11:00
 場所 まごころ ふれあい広場
 議題 1. 17年度補正予算について
 2. その他

盛大に ふれあいまつり

11月6日(日)はあいにくの雨。それでも各コーナーでは笑い声が絶えることなく、地域の方々とのふれあいが出来ました。

ミニデイの高齢者の方々の演奏には大きな声援が上がっていました。みなさんの笑顔が印象的でした。

リサイクル楽器を用いた演奏はチームワークがとれており、みなさんいい顔。

バザーでは大勢の方々から品物が寄せられて、中には手作り品を提供して下さった方もあり、大変感謝しています。

雨の中、多くの方々最後までご参加頂き、有り難うございました。



リサイクル
 楽団の演奏

収支報告

支出 145,713円
 模擬店 83,411円
 その他 62,302円
 売上 212,651円
 模擬店 98,370円
 バザー 114,281円
 バザー収益 66,938円

このバザー収益金でふれあい広場のカーテンとミニデイの電子ピアノを購入します。



リサイクルバザー



手作りうどん体験
 大人も子どもも最後までにぎわっていました。
 お味は如何でしたか?



ふれあい広場でカラオケ

この程、愛知県が指定居宅支援事業者を対象に、自立支援法成立後の新制度の動向、さらに現時点での利用状況や問題点などの集団指導を行いました。

◆増えていない 知的障害へのデイサービス

配布された資料を見ると、知的障害者・児童へのデイサービス支給決定者は支援費開始から四年間で三倍から四倍に増えているのに、事業所はあまり増えていない状況が見られます。

これは、需要の三割～四割にしか満たない数字で、名古屋市を除けば片手に余るところが多いのです。

これでは利用者さんが十分な利用選択が出来ない実情です。

介護保険のデイサービスが増え続ける現状を見ると、支援費制度上での不備が原因だと思わざるを得ません。これから、新制度の介護料の設定が明かにされてきますが、障害者・児童自身が安心して自立への社会生活が出来るような答えが返ってくるよう願ってやみません。

年末年始 休日のおしらせ
 十二月三十一日～一月三日
 電話は携帯で対応します
 ケアはお休みではありません